

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 次世代育成支援対策推進法の制定趣旨

国、地方公共団体は、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産み育てやすい環境整備に力点を置いて、さまざまな少子化対策を実施してきました。

未婚化や晩婚化、経済状況の低迷などさまざまな要因から、少子化は今後も進行すると予想されます。

このような急速な少子化の進行や家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」といいます。）が平成15年7月に成立、施行され、平成17年度から10年間、集中的、計画的に次世代育成支援の取り組みを進めることとなりました。

次世代法では、総合的かつ効果的に次世代育成支援を推進するため、市町村、都道府県、事業主に、それぞれ具体的な計画の策定が義務づけられています。

計画は、国の示した指針に即して、平成17年度からの10年間、5年を1期として、平成17年度から21年度までを前期計画、平成22年度から26年度までを後期計画として策定することとされています。

## 2 本市としてのプラン策定の経緯と趣旨

本市は、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための基本的な計画として、平成 14 年度に、平成 15 年度から 19 年度を期間とする「よこすか子育て支援計画（未来っ子プラン 21）」を策定しました。

また、平成 16 年度に、次世代法に基づく前期計画として、平成 17 年度から 21 年度を期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」を策定し、計画に基づく具体的な施策を実施しています。

一方、青少年については、平成 17 年度に、次代を担う青少年が夢と希望を持って健やかに成長する環境の実現に向けての行動計画として、平成 18 年度から 21 年度までを期間とする「よこすか青少年プラン」を策定し、プランに基づく事業を推進しています。

こうした中、本市は、平成 17 年 4 月にこども育成部を設置するとともに、平成 20 年 4 月には「はぐくみかん」を開設し、子どもと青少年に関する取り組みを総合的、一体的に推進する体制を整えました。

これらの経緯を踏まえ、平成 22 年度から 26 年度までを期間とする後期計画の策定にあたっては、青少年に関する施策を含めたプランを策定することとしました。

本市におけるプラン策定の趣旨は、子どもを産み育てやすく、子どもや青少年が自ら主体的に健やかに育つ環境づくりを進めることです。今後 5 年間、計画的に進めていく施策、事業を明らかにするための行動計画として、このプランを策定します。

---

<sup>1</sup> はぐくみかん 本市の子どもに関する総合支援体制の中核機能を担う施設。子育て支援の総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所等が入っている。

### 3 プランの対象と期間

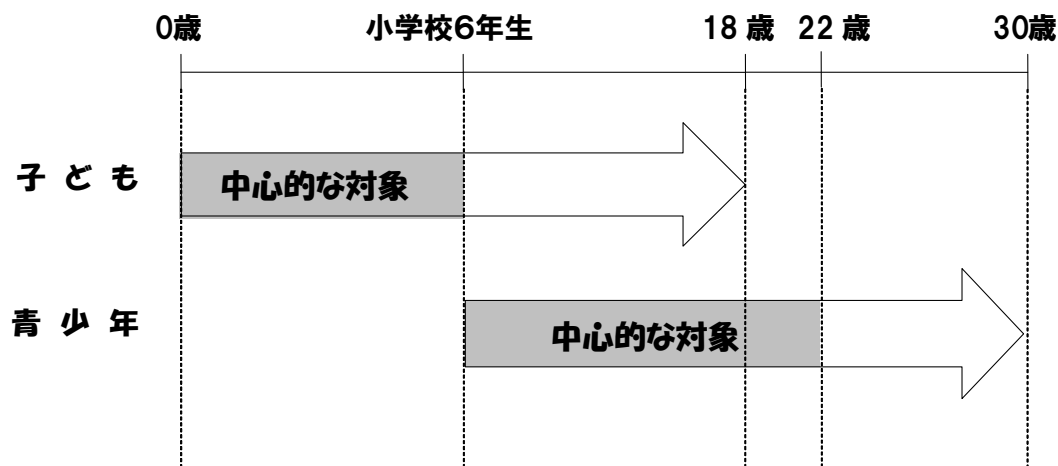
#### (1) プランの対象

このプランでは、前述のとおり、次世代法に基づく前期計画である「よこすか子育て支援計画実施計画」に続く後期計画として、「よこすか青少年プラン」にあった青少年に関する施策も盛り込みます。

青少年については、ひきこもりや若年無業者の問題等への対応の必要性などから、近年は対象年齢を広く捉える傾向にあります。このプランにおいても0歳からおおむね30歳未満の子どもと青少年を対象とします。

本プラン上、「子ども」は0歳からおおむね18歳未満、「青少年」は中学1年生からおおむね30歳未満と捉えますが、「子ども」は0歳から小学校6年生までを、「青少年」は中学1年生から22歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

図 本プランで対象とする子ども、青少年の目安



#### (2) プランの期間

このプランは、次世代法に基づく後期計画であることから、平成22年度から26年度までの5年間をプランの期間とします。

